【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.1

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【氏名又は名称】 弁護士 伊東 啓

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー

西村あさひ法律事務所

【報告義務発生日】令和4年3月24日【提出日】令和4年3月31日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上増加したこと

# 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社メイテック
証券コード	9744
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所市場第一部

# 第2【提出者に関する事項】

- 1【提出者(大量保有者)/1】
- (1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	グッドハート パートナーズ エルエルピー(Goodhart Partners LLP)
住所又は本店所在地	英国、WC2R OLT ロンドン、ストランド393、クイーンズランド ハウス (Queensland House 393 Strand London WC2R OLT United Kingdom)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

#### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

#### 【法人の場合】

設立年月日	平成21年1月19日
代表者氏名	ピーター・テイラー (Peter Taylor)
代表者役職	最高業務責任者
事業内容	投資運用業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所 弁護士 實廣 椋太
電話番号	03-6250-6200

## (2)【保有目的】

投資運用契約に基づく、運用の目的での保有。

## (3)【重要提案行為等】

該当なし

## (4)【上記提出者の保有株券等の内訳】 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			1,747,600
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0	Р	Q 1,747,600
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		1,747,600
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和4年2月10日現在)	V	28,600,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		6.11
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.09

#### (5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

( )						
年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和4年2月14日	普通株式	37,900	0.13	市場外	取得	6,950.6
令和4年2月14日	普通株式	37,900	0.13	市場外	処分	6,950.6
令和4年3月11日	普通株式	15,900	0.06	市場内	取得	
令和4年3月14日	普通株式	9,800	0.03	市場内	取得	
令和4年3月15日	普通株式	7,200	0.03	市場内	取得	

変更報告書

令和4年3月16日	普通株式	9,200	0.03	市場内	取得	
令和4年3月17日	普通株式	9,800	0.03	市場内	取得	
令和4年3月18日	普通株式	8,600	0.03	市場内	取得	
令和4年3月22日	普通株式	12,400	0.04	市場内	取得	
令和4年3月23日	普通株式	10,100	0.04	市場内	取得	
令和4年3月24日	普通株式	8,400	0.03	市場内	取得	

## (6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

## (7)【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計 (Y) (千円)	9,407,456
上記 (Y) の内訳	顧客資産
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	9,407,456

処分があった場合、「その他金額計 (Y)」は、当該処分前の1株当たりの取得価格 (Y)0 を算出し、当該価格に処分した株数を乗じた額を、当該処分前の取得資金合計から差し引く方法により計算しております。

#### 【借入金の内訳】

名称 ( 支店名 )	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額(千円)

## 【借入先の名称等】

名称 ( 支店名 )	代表者氏名	所在地